



日高町

第三期 (令和7年度～令和11年度)

子ども・子育て 支援事業計画



和歌山県日高町

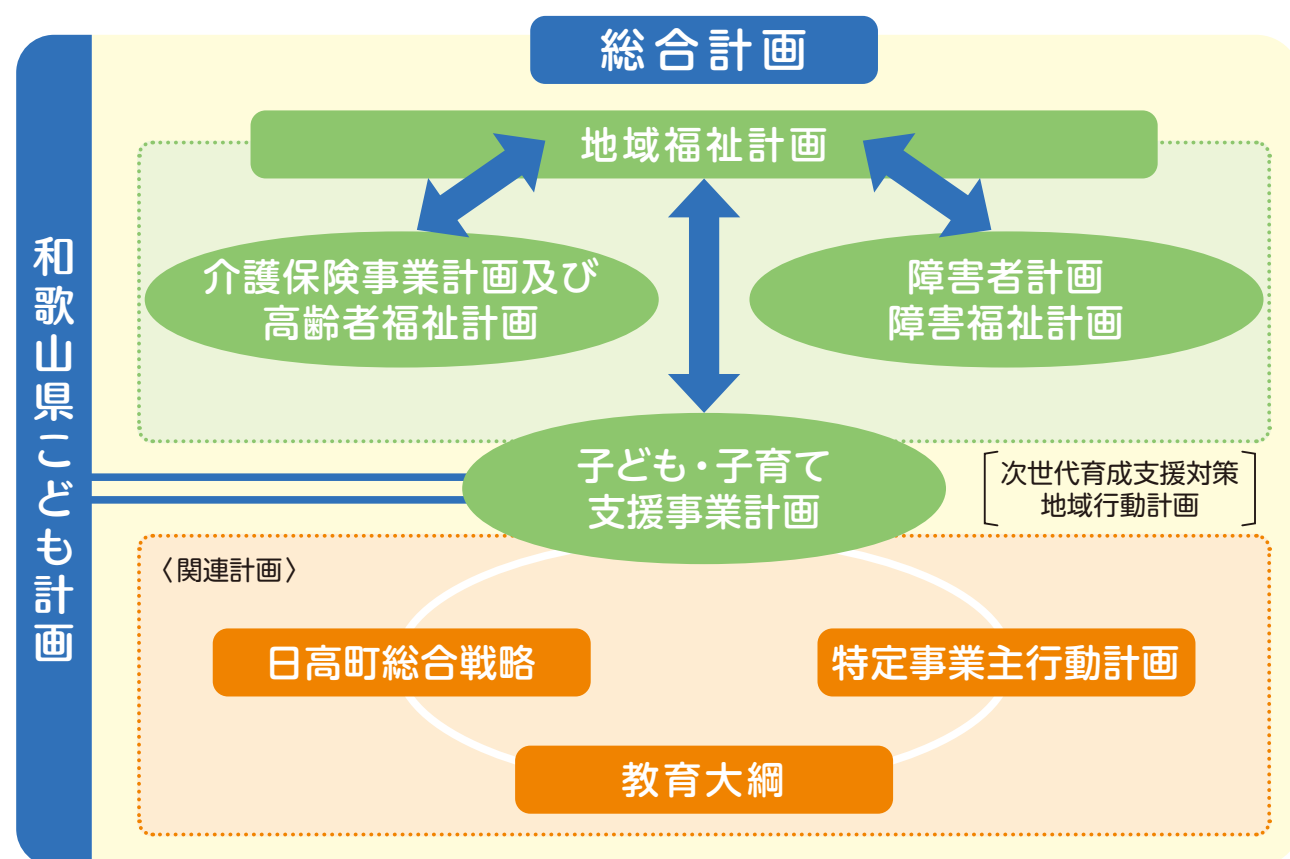
1 計画の概要

① 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が 10 年間の再延長（令和 17 年 3 月 31 日まで）となったことから、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

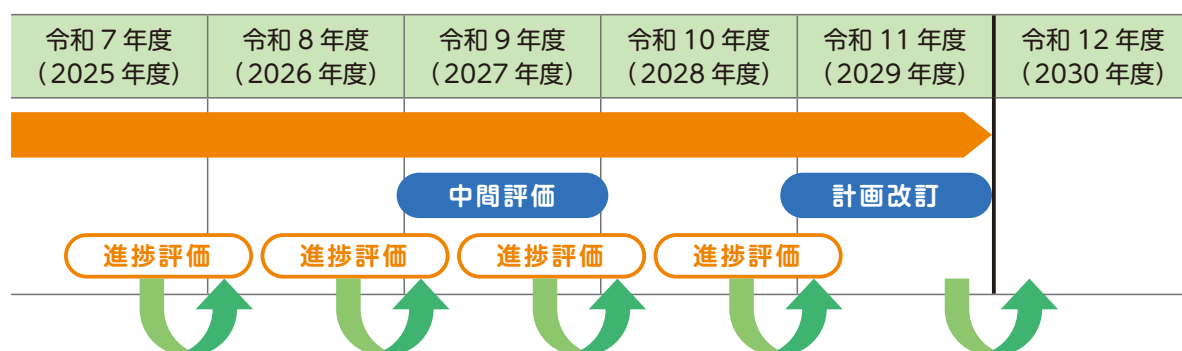
また、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

〔諸計画の関係〕



② 計画の期間

本計画は 5 年を一期とするものとします。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



2 計画の基本的な考え方

① 基本理念

平成 27 年 4 月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

本計画においては、第二期計画の理念を継承し、長期総合計画の将来像である『笑顔で健康に暮らせるまち 海と緑に包まれた 快適空間・ひだか』を実現するため、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指した、以下の基本理念を掲げるものとします。



次世代をみんなで育てる
ひだか

② 基本目標

「次世代育成支援対策推進法」が令和 6 年 5 月に改正され、法律の有効期限が令和 17 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえ、これまで次世代育成支援行動計画として取組んできた子どもや子育て家庭に対する取組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

- 基本目標 ① 妊娠期から学童期までの親子の健康支援
- 基本目標 ② 子どもの健やかな成長の支援
- 基本目標 ③ 親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり
- 基本目標 ④ 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実



③ 基本視点

計画を推進していく視点として、前期計画の考え方を踏襲し、以下の 5 つの視点を重視していきます。

- 基本視点 ① 子どもの視点
- 基本視点 ② 次代の親づくりの視点
- 基本視点 ③ 地域で応援する視点
- 基本視点 ④ すべての子どもと子育て家庭の支援の視点
- 基本視点 ⑤ サービスの質の視点



3 施策の体系



基本理念

基本目標

施策の方向

施策の展開

次世代をみんなで育てるひだか

基本目標①

妊娠期から
学童期までの
親子の健康支援

① 妊娠期からの支援の充実

- 母子健康手帳の交付
- 妊婦健康診査
- 産婦健康診査
- 妊産婦訪問指導
- 一般不妊治療費助成制度
- 生殖補助医療費助成
- 新生児聴覚検査費助成
- 産後ケア事業
- 妊婦医療費の助成

② 親子の健康増進

- 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- 乳幼児健康診査
- 歯科健康診査
- 事故予防
- 発達相談（すくすく相談）
- 保育園児に対する健康診断
- 小中学生に対する健康診断（学校での健康診断）
- 親子食育教室
- 食育推進教室
- 学校給食での食育活動の推進

③ 乳幼児医療に関する取組み

- 子ども医療費の無償化
- 小児救急体制に関する周知
- 予防接種

基本目標②

子どもの
健やかな
成長の支援

① 子どもと子育てをみつめる地域づくり

- 人権意識の高揚
- 男女共同参画社会の推進
- いじめ対策
- 「地域ふれあい活動」「あいさつ運動」の推進（日高町青少年総合対策本部）
- 働き方の見直し、仕事・家庭・子育ての両立支援
- 計画の推進体制の確保
- 社会福祉施設の地域化・ふれあい活動

② 多様な体験活動の推進

- 公民館分館事業・星空観測会
- 青少年自然体験事業
- 日高町青少年補導連絡協議会：青少年と大人の交流活動
- スポーツ少年団活動
- 思春期体験学習
- 中学校職場体験

③ 生きる力を育む教育環境の充実

- 学校給食
- 外国語指導助手招致事業
- 総合的な学習に対する補助
- 体育文化活動派遣補助
- 学校開放

基本目標③

親子が愛着と
安心を感じて
暮らせる
地域づくり

① 地域子育て支援の推進

- 子育て支援相談窓口
- 地域子育て支援センター事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て広場
- 子育てに関する情報の提供
- 児童手当の支給
- 子ども医療費の無償化（再掲）
- 病児・病後児保育
- 保育所
- 保育料の減免制度
- 要保護及び準要保護児童生

② 子どもの安全の確保

- 日高町青少年総合対策本部
- 「防犯ブザー携帯中」シール配布
- 交通安全教室
- 交通安全対策
- 交通安全活動
- 見守り活動
- 安全・安心パトロール
- 日高町青少年補導連絡協議会
- 交通安全施設の整備充実
- 福祉のまちづくりの推進

基本目標④

一人ひとりの
特性に配慮した
きめ細かい
支援の充実

① ひとり親家庭の支援

- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭児童激励金支給事業
- ひとり親家庭医療費助成事業

② 障害のある子どもの自立支援

- 障害福祉サービスの推進
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 特別支援教育就学奨励
- 心身障害児福祉手当
- 障害児保育
- 特別支援教育の推進
- 自立支援協議会を中心にしたネットワークの形成

③ 課題を抱える子ども・家庭への対応

- 日高町要保護児童対策地域協議会
- 「心の教室相談員」の設置

4 子ども・子育て支援新制度

① 全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。令和4年の改正児童福祉法施行に伴い「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が創設され、令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「妊婦等包括相談支援事業」「こども誰でも通園制度」が創設され、「産後ケア事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。



[子どものための教育・保育給付]

認定こども園
幼稚園
保育所（園）

施設型給付

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

地域型保育給付

[子育てのための施設等利用給付]

幼稚園〈未移行〉
認可外保育施設等

特別支援学校

預かり保育事業

- 認可外保育施設
- 病児保育事業
- 一時預かり事業

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

施設等利用費

[地域子ども・子育て支援事業]

- 利用者支援事業
- 時間外（延長）保育事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

- 妊婦健康診査事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 産後ケア事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

② 教育・保育の量の見込みと確保の内容

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、令和4年度から6年度の実績をもとに、推計人口に学校教育・保育の利用率（年齢別人口に対する、利用者数の割合）を乗じて量の見込みを算出しました。

① 保育所の量の見込み

区 分	単 位	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳
量の見込み	人	9	34	57	216	9	36	53	212	9	36	57	204
計①	人	316				310				306			
確保の内容②	人	316				310				306			
②-①	人	0				0				0			

区 分	単 位	令和10年度				令和11年度			
		0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳
量の見込み	人	9	37	57	201	9	38	58	201
計①	人	304				306			
確保の内容②	人	304				306			
②-①	人	0				0			



② 幼稚園の量の見込み

区 分	単 位	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
量の見込み	人	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計①	人	2		2		2		2		2	
確保の内容②	人	2		2		2		2		2	
②-①	人	0		0		0		0		0	

町内に幼稚園は未設置です。近隣の市町村にある私立の御坊幼稚園等への広域入所にて確保しています。

③ 地域型保育給付

1. 小規模保育事業

現 状

認可外保育施設、事業所内保育施設等が「小規模保育事業」に該当します。町内では1事業所が実施しています。保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。

2. 家庭的保育事業

現 状

現在実施していませんが、保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。

3. 居宅訪問型保育事業

現 状

ベビーシッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。現状実施していませんが、保育ニーズとしては、施設型給付の0～2歳に含まれています。

③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制



各種地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制は次のとおりです。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	量の見込み①	か所	1	1	1	1	1
	確保の方策②		1	1	1	1	1
	②－①		0	0	0	0	0
利用者支援事業 (地域子育て相談機関)	量の見込み①	か所	1	1	1	1	1
	確保の方策②		1	1	1	1	1
	②－①		0	0	0	0	0
時間外(延長)保育事業	量の見込み①	人	28	28	28	28	28
	確保の方策②		28	28	28	28	28
	②－①		0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	量の見込み①	人	155	153	151	151	149
	確保の方策②		155	153	151	151	149
	②－①		0	0	0	0	0
子育て短期支援事業	量の見込み①	人日	0	0	0	0	0
	確保の方策②		0	0	0	0	0
	②－①		0	0	0	0	0
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み①	人	58	58	60	61	63
	確保の方策②		58	58	60	61	63
	②－①		0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	量の見込み①	人日	1871	1871	1930	1970	2029
	確保の方策②		1871	1871	1930	1970	2029
	②－①		0	0	0	0	0
	箇所数	か所	1	1	1	1	1
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み①	人日	0	0	0	0	0
	確保の方策②		0	0	0	0	0
	②－①		0	0	0	0	0
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	量の見込み①	人日	180	179	178	178	180
	確保の方策②		180	179	178	178	180
	②－①		0	0	0	0	0
病児・病後児保育事業	量の見込み①	人日	84	83	83	83	84
	確保の方策②		84	83	83	83	84
	②－①		0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	量の見込み①	人日	226	222	218	220	216
	確保の方策②		226	222	218	220	216
	②－①		0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業	量の見込み①	人	94	94	97	101	104
	確保の方策②		94	94	97	101	104
	②－①		0	0	0	0	0
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み①	人	8	8	8	8	8
	確保の方策②		8	8	8	8	8
	②－①		0	0	0	0	0
親子関係形成支援事業	量の見込み①	人	5	5	5	5	5
	確保の方策②		5	5	5	5	5
	②－①		0	0	0	0	0
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	量の見込み①	人日	—	72	72	72	72
	確保の方策②		—	12	12	12	12
	②－①		—	— 60	— 60	— 60	— 60
産後ケア事業(宿泊型)	量の見込み①	人日	5	5	5	5	5
	確保の方策②		5	5	5	5	5
	②－①		0	0	0	0	0
産後ケア事業(デイサービス型)	量の見込み①	人日	67	67	67	67	67
	確保の方策②		67	67	67	67	67
	②－①		0	0	0	0	0
産後ケア事業(アウトリーチ型)	量の見込み①	人日	14	14	14	14	14
	確保の方策②		14	14	14	14	14
	②－①		0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み①	回	171	174	177	177	177
	確保の方策②		171	174	177	177	177
	②－①		0	0	0	0	0